



水仙

# 京洛会計だより

発行人  
 税理士 大塚 俊 宏  
 税理士 杉本 高 男  
 税理士 林 剛 史  
 事務所 〒604-8106  
 京都市中京区御池通堺町東南角  
 吉岡御池ビル902号  
 TEL (075) 213-1944(代)  
 FAX (075) 213-1946

◆ 12月の税務と労務

12月 (師走) December  
 23日・天皇誕生日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

国 税 / 給与所得者の年末調整  
 今年最後の給与を支払う時

国 税 / 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書  
 及び保険料控除申告書の提出  
 今年最後の給与を支払う前日

国 税 / 11月分源泉所得税の納付 12月10日

国 税 / 10月決算法人の確定申告  
 (法人税・消費税等) 1月4日

国 税 / 4月決算法人の中間申告 1月4日

国 税 / 1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告  
 (年3回の場合) 1月4日

地方税 / 固定資産税・都市計画税(第3期分)の納付  
 市町村の条例で定める日

労 務 / 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支  
 払届 支払後5日以内

**ワンポイント**  
**ペイオフと雑損控除** この9月に日本振興銀行が破綻し、一定額の預金を保護する「ペイオフ」が実施されましたが、一定額を超える部分が損失となった場合、残念なことに現行では雑損控除の対象になりません。雑損控除は、地震・風水害などの自然災害や、火災・火薬類の爆発など人為による災害、盗難・横領の場合等に限定されています。

## 借入金、葬式費用などは相続財産から控除可能

相続や遺贈では、被相続人が持っていた財産ばかりではなく、被相続人が残した借入金や未払金、未納の税金といった債務も引き継ぎます。

そして、これらの債務は、相続税を計算するときに、遺産総額(相続時精算課税の適用を受ける贈与財産がある場合には、その価額を加算します)から差し引くことができます。

ただし、被相続人が生前に購入したお墓の未払代金など、非課税財産に関する債務は、遺産総額から差し引くことはできません。

また、葬式費用は債務ではありませんが、相続税を計算するときには、遺産総額から差し引くことができます。

具体的には、葬式や葬送、火葬や埋葬、納骨をするための費用などです。

なお、香典返しの費用、墓石や墓地の買入れ費、初七日や法事などに要した費用は葬式費用にはなりません。

このような債務などを差し引くことのできる人は、その債務などを負担することになる相続人や包括受遺者です。

なお、相続人や包括受遺者であっても、相続又は遺贈により財産を取得したときに日本国内に住所がない人については、一定の場合に、遺産総額から控除できる債務の範囲に限られ、葬式費用も控除することができませんので留意が必要です。

そして、この一定の場合とは、次の二つの要件の全てに該当しないことです。

- (1) 相続や遺贈によって財産をもらったときに日本国籍を有している
- (2) 被相続人若しくは財産をもらった人が被相続人の死亡前5年以内に日本国内に住所を有したことがある

## 贈与税の配偶者控除 婚姻期間は通算で判断

婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は、居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに、最高2,000万円までの控除(配偶者控除)を受けることができます。

この贈与税の配偶者控除の適用を受ける場合の「婚姻期間」は、受贈配偶者と贈与配偶者との婚姻について、婚姻の届け出があった日から、その居住用不動産または居住用不動産の取得に当たった金銭の贈与があった日までの期間によることになっています。

なお、受贈配偶者と贈与配偶者とが、離婚し再婚した場合であっても、その戸籍上の配偶者であった期間を通算した期間で判断することになります。

印紙税 | 個人が作成する受取書の取扱い

印紙税において、第17号文書の「金銭又は有価証券の受取書」であっても、受取人にとって、受け取った金銭などが営業に關しないものである場合には、非課税となります。

そして、受取人が個人の場合には、次のように取り扱われません。

「商人」としての行為は営業になる一方、事業を離れた私的

日常生活に関するものは営業にはなりません。

なお、店舗などの設備がない農業等を行っている者が自分の生産物を販売する行為や、医師、弁護士、税理士などのいわゆる自由職業者の行為に關して作成される受取書は、営業に關しないものとして取り扱われます。

表3 所得控除額一覧表

【社会保険料控除額】 支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額	
【小規模企業共済等掛金控除額】 中小企業基盤整備機構に支払った共済掛金(旧第二種共済掛金は生命保険料控除の対象)、確定拠出年金法の規定により国民年金基金連合会が実施する個人型年金の加入者掛金、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済掛金との合算額	
【生命保険料控除額】 次の①と②の合計額(最高10万円) ① 一般の生命保険料(②の個人年金保険料を除く)を支払った場合 イ 25,000円までの場合……………支払保険料の全額 ロ 25,000円を超え50,000円までの場合……………支払保険料×1/2+12,500円 ハ 50,000円を超え100,000円までの場合……………支払保険料×1/4+25,000円 ニ 100,000円を超える場合……………50,000円 ② 個人年金保険料(疾病等特約部分を除きます)を支払った場合 上記①のイ～ニの区分に応ずる算式により計算した金額	
【地震保険料控除額】 地震保険料の額(最高50,000円) + 旧長期損害保険契約の支払保険料 ①10,000円までの場合……………支払保険料の全額 ②10,000円を超える場合……………支払保険料×1/2+5,000円(最高15,000円) ※地震保険と旧長期損害保険の両方の控除額がある場合は、その合計額(最高50,000円)	
障害者控除額	障害者1人につき……………270,000円 特別障害者1人につき……………400,000円
寡婦(寡夫)控除額	270,000円(特別の寡婦は、350,000円)
勤労学生控除額	270,000円
配偶者控除額	同居特別障害者である人 左記以外の人 ※ 控除対象配偶者、扶養親族……所得者と生計を一にする配偶者その他の親族、都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)及び養護老人のうち、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が38万円以下の者(青色事業専従者又は白色事業専従者とされる者を除く)。
	一般の控除対象配偶者 730,000円 380,000円
	老人控除対象配偶者 830,000円 480,000円
配偶者特別控除額	原則として配偶者の給与収入が103万円超141万円未満の人が対象になる ※ 特定扶養親族……扶養親族のうち、昭和63年1月2日から平成7年1月1日までの間に生まれた者(年齢16歳以上23歳未満の者)。 ※ 老人控除対象配偶者、老人扶養親族……昭和16年1月1日以前生まれ(年齢70歳以上)の控除対象配偶者、扶養親族。 ※ 同居特別障害者……控除対象配偶者や扶養親族が、特別障害者に該当し、かつ、その者が所得者又は所得者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者。 ※ 同居老親等……老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかと同居を常況としている者。
扶養控除額	同居特別障害者である人(各1人につき) 左記以外の人(各1人につき)
	一般の扶養親族 730,000円 380,000円
	特定扶養親族 980,000円 630,000円
	老人扶養親族 同居老親等以外の者 830,000円 480,000円 同居老親等 930,000円 580,000円
基礎控除額	380,000円

年末調整のポイント

平成二十二年分

年末調整は、給与の支払者が給与の支払いを受ける一人一人について、毎月の給与や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならぬ税額(年税額)とを比べて、過不足を精算するものです。

1 年末調整の対象者

- (1) 年末調整の主な対象者は、以下のいずれかに該当する人です。  
一年を通じて勤務している人
- (2) 年中で就職し、年末まで勤務している人
- (3) 年中で中途で退職した人のうち、次の人  
① 死亡により退職した人  
② 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて本年中に再就職ができないと認められる人

一方、次のいずれかに該当する人は、年末調整の対象外となります。  
(1) 前記対象者のうち、本年中の主たる給与の収入金額が二千万円を超える人  
(2) ニカ所以上から給与の支払いを受けている人で、他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人や、年末調整を行う時まで「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出していない人(月額表又は日額表の乙欄適用者) 。

なお、年末調整は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出が前提ですので、必ず提出していただく必要があります。

2 配偶者特別控除

本年も表1に掲げる配偶者特別控除額が適用されます。

3 住宅借入金等特別控除

入居開始年により、表2のようになっています。ただし、適用初年度は確定申告が必要で、年末調整では対応できません。

表1 平成22年分配偶者特別控除額早見表(所得税)

配偶者区分	合計所得金額	給与収入換算	配偶者特別控除額
控除対象配偶者以外の配偶者	380,001~399,999	1,030,001~1,049,999	380,000
	400,000~449,999	1,050,000~1,099,999	360,000
	450,000~499,999	1,100,000~1,149,999	310,000
	500,000~549,999	1,150,000~1,199,999	260,000
	550,000~599,999	1,200,000~1,249,999	210,000
	600,000~649,999	1,250,000~1,299,999	160,000
	650,000~699,999	1,300,000~1,349,999	110,000
	700,000~749,999	1,350,000~1,399,999	60,000
	750,000~759,999	1,400,000~1,409,999	30,000
	760,000以上	1,410,000以上	0



表2 住宅借入金等特別控除

入居開始年	控除対象年	算式 (A=住宅借入金等の年末残高 ※控除額100円未満切捨て)
平成20年中の入居 ※①、②の選択適用	①原則(10年間控除)	平成20年から平成25年までの各年 (A)×1% (最高20万円)
		平成26年から平成29年までの各年 (A)×0.5% (最高10万円)
	②特例(15年間控除)	平成20年から平成29年までの各年 (A)×0.6% (最高12万円)
		平成30年から平成34年までの各年 (A)×0.4% (最高8万円)
平成21~22年中の入居	入居年から10年間 ◆ (認定長期優良住宅の場合)	(A)×1% (最高50万円)
		(A)×1.2% (最高60万円)

(注1) 控除を受ける年の合計所得金額(繰越損失控除前)が、3,000万円以下の者に限ります。  
(注2) この他、省エネ改修工事をした場合やバリアフリー改修工事をした場合の住宅借入金等特別控除もあります。